『子育て世帯への臨時特別給付金』・『利根町子育て世帯緊急支援給付金』についてのお知らせ（公務員の方へ）

基準日である令和２年３月31日時点で利根町に住民登録がある公務員の方で、令和２年４月分の児童手当を受給している方、令和２年３月分の児童手当を受給していた方は、『子育て世帯への臨時特別給付金』の支給対象者となります。（特例給付の方は対象外です。）

給付を受けるためには、所属庁から、公務員児童手当受給状況証明を受けた申請書を提出していただく必要があります。

申請の期限は**令和２年10月30日（金）【必着】**です。

また、利根町では独自の事業として、『利根町子育て世帯緊急支援給付金』をあわせて実施いたします。国制度の『子育て世帯への臨時特別給付金』の申請をされた方は、利根町独自の給付金についても給付対象となります。

申請期限内に申請がない場合は、２つの給付金の受け取りを辞退したものとみなしますので、必ず期限内に申請をお願いします。対象となる方など、詳細については町公式ホームページをご参照ください。

※公務員以外の支給対象者の方には、７月13日（月）に振り込みを行いました。支給対象者で振り込みが確認できない方は、問い合わせ先までご連絡いただきますようお願いします。

問い合わせ先　役場子育て支援課　☎６８－２２１１内線１４４

令和２年度の主要事業の取り組み状況をお知らせします！

広報とね５月号に「令和２年度主要事業のお知らせ」を掲載しましたが、今後住民の皆さまに対して、各事業の取組状況・進捗状況について、お知らせします。

「若草大橋有料道路の通勤時間帯（平日）における無料措置」を実施します！

～令和２年９月１日から12月31日まで通行料が全車種 午前８時まで無料となります！～

●無料措置の目的

利根町の長年の課題であります「栄橋」の通勤時間帯の渋滞緩和を図るため、９月１日（火）より「若草大橋有料道路」の平日朝の無料時間帯を午前８時まで延長し、栄橋の車両通行量を分散させるための無料措置を実施します。

町では、無料措置に関する交通量調査等を行い、調査後は公共交通の学識経験者等で構成する「利根町地域公共交通会議」において、調査結果の効果検証を行いながら今後の無料措置について協議してまいります。

●無料措置の概要

通常、若草大橋有料道路の無料時間帯は、午後８時から翌日の午前６時までとなっていますが、さらに無料時間帯を２時間延長し、上下線（茨城県利根町⇔千葉県栄町）とも**午前８時まで通行料を無料**とします。

●無料措置の期間　令和２年９月１日（火）～12月31日（木）

●対象車両　全車種

栄橋の渋滞状況

若草大橋有料道路

●「栄橋」と「若草大橋有料道路」の位置図

問い合わせ先　役場企画課　企画調整係　☎６８－２２１１（内線３３７）　kikaku@town.tone.lg.jp

町内に空き家をお持ちの方へ ～空き家バンクに登録しませんか？～

町では、移住・定住促進による地域活性化を図るために、空き家バンク制度を実施し、「空き家を貸したい、売りたい」という方の物件登録申し込みを募集しています。

町内に空き家を所有されている方は空き家バンクへの登録をお願いします。

～空き家バンクとは～

空き家の売却・賃貸を希望する所有者から登録していただいた物件情報を町公式ホームページなどで公開し、移住・定住を目的に空き家の利用を希望する方に情報提供する制度です。

※平成27年度より、利根町空き地バンク制度も実施しています。

※市街化調整区域内の物件については、登録いただけない場合があります。

○空き家バンクを利用された方に対し、助成金などの交付を行っています。

※申請要件が緩和されました。

転入だけでなく、町内転居の場合もご利用いただけます。

助成制度	対象者	助成額
空き家リフォーム工事助成金	空き家の所有者または 空き家を購入・賃借した方	リフォーム工事費用の総額の２分の１ （上限30万円）
空き家子育て活用促進奨励金	中学生以下の子どもと同居している方	20万円

※その他所要の要件有

※空き家バンクおよび助成制度の詳細につきましては、町公式ホームページまたはお問い合わせにてご確認ください。

令和２年度利根町新築マイホーム取得助成金のご案内

町では、町内に住宅を新築、建て替えまたは建売住宅（建築基準法に基づく建築確認日から５年を経過していない住宅）を購入された方に対し、住宅取得に要した費用を、**基本３０万円（最大５０万円）**助成しています。

住宅取得に伴う登記の日から１年以内に申請が必要となります。

なお、今年度の申請は**令和２年11月２日（月）まで**となります。

本助成金の申請には、所定の要件がありますので、詳細につきましては、「広報とね５月号」または町公式ホームページをご覧になるか、役場企画課 まちづくり推進係までお問い合わせください。

▲町公式ホームページ

▲広報とね５月号

問い合わせ先
役場企画課　まちづくり推進係
☎６８－２２１１（内線３３２）
machisui@town.tone.lg.jp